

令和7年(2025年)11月28日
枚方市

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

【事案】

1. 被処分者及び処分内容

総務部 総務管理課 会計年度任用職員 71歳：停職1月

2. 処分日

令和7年11月28日

3. 事案の概要

被処分者は、令和7年11月上旬、勤務時間中に執務室内において、自身が持ち込んだアルコール飲料を摂取したものです。あわせて、当初の事実確認において、飲酒したことを認めず、虚偽の報告を行っていたものです。

本事案は、公務員としての自覚に欠けるものであるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であり、公務全般に対する信用を著しく失墜させるものであることから地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として「停職1月」としました。

なお、本人から退職願が提出されたため、処分日と同日付で退職を認めることとしました。

問い合わせ

枚方市 総務部 人事課

072-841-1281 (直通)